

語り継ぐ北海道の ハンセン病問題

北海道のハンセン病問題を知っていますか？

—— 過ちを二度と繰り返さないために ——

国が全国で行った90年間に及ぶ

ハンセン病患者に対する隔離政策は、道内でも行われていました。

道内の患者は、道や警察、一般市民の密告によって、

道が東北6県と青森市内に作った日本最北の療養所に入れられました。

故郷と遠く海をへだてた異境で、多くの人が孤独に亡くなっていったのです。

北海道では被害実態の究明がなされておらず、犠牲者の数も明らかにされておりません。

その一方で、被害の生き証人である元患者の方々は、

道内の出身者が38名にまで減少し、その平均年齢も80歳に達しています。

同じ過ちを二度と繰り返さないためには、少しでも多くの方々にハンセン病について知っていただき、

被害実態や差別・偏見の原因を検証することが大切です。

ハンセン病の問題を問い続けてきた3人のご報告・ご講演を通じて、

その実態と問題点を、皆様と一緒に考えていきたいと思ひます。

2009

日時

12月11日 金

PM6:30～【開場 PM6:00】

会場

かでのる2・7
〈かでのるホール〉

札幌市中央区北2条西7丁目
道民活動センタービル

主催

札幌弁護士会
北海道弁護士会連合会

後援

北海道
札幌市
社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会
社団法人 北海道社会福祉士会

講師プロフィール

●報告

「遅すぎた“らい予防法”の廃止」

桂田 博祥 氏
(道内出身の
ハンセン病元患者)

国立ハンセン病療養所松丘保養園道民会会長。

今年初めて、実名を公表し、北海道知事に対し「北海道のハンセン病問題に関する検証会議」設置の要望書を提出した。

●報告

「母への祈り～取り残された北海道の家族の苦しみ～」

清原 愛子 氏
(小樽市)

道内のハンセン病元患者の家族。道内で母親がハンセン病を発症したため、隔離政策のもと、12歳で母親と引き離された。母親とは二度と一緒に住むことのできないまま、母親は松丘保養園で亡くなった。母からの手紙を紹介しながら、取り残された家族の苦しみと亡き母への思いを語る。

●講演

「ハンセン病問題が私たちに問うもの」

徳田 靖之 氏
(弁護士)

大分県出身。大分県弁護士会所属。

ハンセン病国家賠償請求訴訟の西日本弁護団代表、ハンセン病市民学会共同代表を務めるなど、平成13年5月の熊本地裁判決を風化させないようハンセン病問題の真相究明とともに、差別・偏見の解消をめざす取り組みを行っている。

入場無料

※事前申込み不要

ハンセン病とは

ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病とは、ノルウェーの医師ハンセンが発見した細菌「らい菌」に感染することで起こる病気です。感染すると手足などの末梢神経が麻痺したり、皮膚に様々な病的な変化が起こったりします。適切な治療を行わないと、末梢神経に障害が起き、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また、体の一部が変形するといった後遺症が残ることもありました。現在では、多剤併用療法の普及によって、後遺症を残さず速やかに治るようになりました。ハンセン病は発症力、毒性とも極めて低い病気です。



ハンセン病の歴史

国の誤った施策が差別と偏見を助長しました

●ハンセン病患者やその家族の苦しみ

富国強兵政策の一環で、明治40年(1907年)に放浪患者らの隔離が始まり、昭和6年(1931年)、全ての患者の強制隔離を目指した旧「らい予防法」の成立により、北海道をはじめとする各県では無らい県運動という名のもとに患者を療養所に送り込んで強制的に隔離する施策が行われました。患者は、療養所で強制労働を強いられ、事故により四肢を失う者や、自殺者も相次ぎました。また、遺伝病といわれていたハンセン病を根絶するため、子どもを生むことは禁じられ、断種や強制堕胎が行われるとともに、胎児は標本にされるなどしました。ハンセン病は恐ろしいというイメージから、ハンセン病患者やその家族等は偏見や差別の対象とされました。

●治療薬の登場

昭和21年(1946年)にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後も新しいタイプの治療薬が開発されたことから、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になりました。にもかかわらず隔離政策は、平成8年(1996年)に廃止されるまで、約90年間続きました。

●被害回復に向けた動き

「らい予防法」は、平成8年(1996年)によりやく廃止されました。

その後、入所者らが提起した、ハンセン病患者らに対して不必要に長期間の隔離を継続した国の責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」において、平成13年5月、熊本地方裁判所は原告勝訴の判決を下しました。平成21年(2009年)4月には、ハンセン病元患者の被害回復を目的とした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行されています。

しかし、現在においても、入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、ハンセン病について正しい知識と理解を持つことが大切です。

北海道におけるハンセン病

被害実態の解明に向けて

北海道は、明治42年(1909年)、東北6県と共同で、青森県内に公立療養所である現「松丘保養園」を設立し、道内の患者を送り込みました。多いときには100人を超える道内出身患者が収容されていましたが、その被害の実態はわかっていません。

同じ過ちを2度と繰り返さないためには、ハンセン病元患者の方々の過酷な経験を直接に聴き取り、被害の原因を明らかにすることが必要です。現在、北海道においても、被害の実態を究明するための「検証会議」の設置に向けた取り組みが始まっています。

映画上映会 2回 上映

あつい壁

1970年
●上映時間 / 95分

2009
日時 12月2日 水

●第1回上映	●第2回上映
PM1:30~	PM6:30~

会場 札幌弁護士会館 5階会議室
札幌市中央区北1条西10丁目 TEL:011-281-2428

参加費無料
※事前申込み不要

●解説

昭和28年に熊本でおきた「黒髪小学校事件」(ハンセン病患者を親に持つ未感染児童の小学校入学拒否事件)をもとに、一市民一家の悲劇を通して、ハンセン病への偏見と差別を告発した作品。脚本・監督中山節夫、撮影内田周作。

●あらすじ

昭和28年の夏、岡本初江が勤めている熊本のとある小学校。彼女の担任を務める学級に、太田信次という陽気で快活な少年がいた。ある日、信次の父親がハンセン病の診断をくだされたことから、信次の家庭は崩壊し始める。